

函館市地域公共交通協議会 令和 4 年度 事業計画（案）

本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化再生法」という。）および道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、公共交通に関する各種協議を行うとともに、下記事業について取り組む。

1 函館市地域公共交通計画策定にかかる調査事業の実施

- (1) 市内交通の現状把握
- (2) 利用者ニーズの調査
- (3) 課題整理と分析
- (4) 施策の提案

2 新たな移動手段の需要を確認する実証運行の実施

- (1) 市西部地区におけるグリーンスローモビリティを活用した移動活性化の実証運行
- (2) 垣ノ島遺跡およびその周辺におけるグリーンスローモビリティを活用した実証運行